

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【公表番号】特表2009-533952(P2009-533952A)

【公表日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-037

【出願番号】特願2009-505366(P2009-505366)

【国際特許分類】

H 04 M 11/00 (2006.01)

【F I】

H 04 M 11/00 302

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発呼側クライアントと被発呼側クライアントとの間の通信チャネルを介した情報照会に  
関連するコンテキスト情報を提供する方法であって、

前記被発呼側クライアントに関する情報を受信するステップ1302と

、  
前記被発呼側クライアントに関するコンテキスト情報を取得するステップ1302と

、  
前記被発呼側クライアントのコンテキスト情報に基づいて、前記照会に対応する一連の  
情報を特定するステップ1304と、

収集された前記一連の情報を提供するステップ1314と、を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記一連の情報を特定するステップは前記一連の情報を第三機関から取得するステップ  
を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

情報に関する前記照会は前記通信チャネルを介した通話の一部であることを特徴とする  
請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記照会に対応する前記一連の情報はロケーション情報を含むことを特徴とする請求項  
1に記載の方法。

【請求項5】

前記ロケーション情報はクライアントで定義されたロケーション情報、またはプロバイ  
ダで定義されたロケーション情報を含むことを特徴とする請求項4に記載の方法。

【請求項6】

第1のクライアントと第2のクライアントとの間のV o I P通信チャネルを介した照会  
に応じて情報を提供するコンピュータ実行可能成分を有するコンピュータ読み込み可能な  
記憶媒体であって、

情報に関する照会を受信1302する情報管理成分と、

前記第1のクライアントのコンテキスト情報を処理し且つ前記情報を得るソースを特定

1304する情報処理成分と、を含み、

前記情報管理成分が、前記照会に対応する情報を前記ソースから取得1308，1311し、且つ取得された前記情報を前記第2のクライアントに対して提供する1314ことを特徴とするコンピュータ読み込み可能な記憶媒体。

【請求項7】

前記情報処理成分は、複数のソースを特定し1310、且つ前記コンテキスト情報に基づいて最も適切なソースを選択することを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ読み込み可能な記憶媒体。

【請求項8】

前記情報照会が前記第2のクライアントから受信されることを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ読み込み可能な記憶媒体。

【請求項9】

前記情報処理成分がいなかるソースも特定できない場合、前記情報管理成分は所定のデフォルト情報を送信することを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ読み込み可能な記憶媒体。

【請求項10】

前記情報処理成分は前記取得された情報を追加することによってコンテキスト情報を更新し、前記情報管理成分は当該更新後のコンテキスト情報を送信することを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ読み込み可能な記憶媒体。

【請求項11】

第1のクライアントと第2のクライアントとの間の通信チャネルを介したロケーションに関連するコンテキスト情報を提供する方法であって、

第1のクライアント406，606のロケーション情報に関する照会を受信するステップ1302と、

前記照会を受信すると、前記第1のクライアントに関連する一連のコンテキスト情報を取得するステップ1302と、

前記ロケーション情報が前記取得された一連のコンテキスト情報から入手可能であるか否かを判断するステップ1306と、

前記ロケーション情報が入手可能である場合に前記第2のクライアント408，608に対してロケーション情報を提供するステップ1314と、を含むことを特徴とする方法。

【請求項12】

前記第2のクライアント408，608から受信されるコンテキスト情報の一部として前記情報照会が受信され、前記コンテキスト情報は前記第1のクライアント406，606と前記第2のクライアント408，608との間のVoIP通信チャネルを介した通話に関連していることを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記第2のクライアント408，608から受信された前記コンテキスト情報に基づいて前記ロケーション情報のタイプを特定するステップ1310をさらに含み、前記ロケーション情報の前記タイプは前記第1のクライアント406，606の地理的位置またはネットワーク位置を含むことを特徴とする請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記ロケーション情報が利用できない場合、前記一連の取得されたコンテキスト情報に基づいて前記ロケーション情報を取得するための少なくとも一つのソースを判断し、且つ前記少なくとも1つのソースから前記ロケーション情報を取得するステップ1310をさらに含むことを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項15】

前記ロケーション情報の前記少なくとも1つのソースが全地球位置発見システムサーバ614またはロケーションサービスサーバ614を含むことを特徴とする請求項14に記載の方法。